

# 江藤新平復権プロジェクト×著名週刊漫画誌とのコラボによる 全国広報業務委託仕様書

## 1 目的

本業務は、「江藤新平復権プロジェクト」を県内にとどまらず全国へ広く発信し、江藤新平の歴史的価値や現代に通じる意義への理解を深めることを目的として実施するものである。

今回、若い世代を含む幅広い層に対して分かりやすく魅力的に江藤新平の功績等を伝えることを目的に、著名週刊漫画誌とのコラボによる情報発信（以下「コラボ」という。）を予定している。本業務では、当該コラボの効果を最大化するため、県内外への効果的な情報発信を行い、県内における郷土への誇りや関心を高めるとともに、県外に向けた認知度の向上と関心喚起を図ることを目指す。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

江藤新平復権プロジェクト×著名週刊漫画誌とのコラボによる全国広報業務委託

### (2) 履行期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水曜日）まで

### (3) 履行場所

- ・永田町駅（東京都千代田区）
- ・佐賀市内 等

### (4) 業務項目

- ・全国広報業務
- ・県内広報業務
- ・単行本発売記念イベント（100名規模）

## 3 業務内容

### (1) 業務全体の企画・調整・管理

ア 業務全体の進行を担当し、進行管理の一環として、全業務の実施スケジュールを作成し、管理する。

イ 予算の管理のほか、出演者、会場、制作会社、スタッフ等への対価の支払いを漏れなく適切に行う。

### (2) 全国広報業務

#### ア 新聞広告

令和8年4月末頃に日経新聞へ掲載する半5段モノクロ広告の、デザインから掲載まで行う。

#### イ 駅貼りポスター

ポスターのデザインから掲示までを行う。

仕様：B1、片面カラー、マットコート 135 kg、80 枚

掲載場所：永田町駅有楽町線	B1×20 箇所	} 全 63 箇所
永田町駅半蔵門線	B1×27 箇所	
永田町駅南北線	B1×16 箇所	

掲載時期：令和8年5月4日（月）から5月14日（木）

※上記期間のうち、各箇所1週間、任意の箇所に掲示する。

(3) 県内広報業務

ア 新聞広告

全15段カラーで佐賀新聞に広告掲載を1回行うため、記事制作およびデザインまでを行う（掲載費は除く）。

イ 漫画の献本

単行本発売後、県内小中高生の郷土資料として活用してもらうために、単行本100冊購入し、各市町教育委員会へ2冊ずつ献本する。その他は県へ納品すること。

(4) 単行本発売記念イベント

ア 企画、実施計画の作成

佐賀市内での開催を基本に、出演者、イベント内容（30分程度）、レイアウト、タイムスケジュールなどを含めたイベント実施計画書（台本等）を作成する。

イ 来賓、招待客及び出演者との調整

イベントに出席する来賓・招待客への招待状の発送、出欠確認等、イベントへの招待に必要な業務を行うとともに、出演者との調整のほか、司会の手配など必要な全ての準備を行う。ただし、出演者の選定は県と協議の上、決定すること。

ウ 一般来場者募集

一般来場者への広報について複数提案し、県と協議の上、決定すること。

エ 会場設営

イベント会場の設営（会場費用、ステージ、装飾、椅子、演題などの設置、必要な機材等の設置、飲料などの設置を含む。）を行う。

オ 当日の運営

必要な人員を配置した上で、報道対応以外の全ての当日の進行管理・運営を行う。

カ 受付スペースの設置

来場者の受付スペースとして、長机などを設置し、受付を行う。

キ イベント業務に必要となる備品等の準備

業務に必要な備品等（無線機など）を準備する。備品については基本的にレンタルで対応する。

4 委託業務実施体制

(1) 実施体制

委託業務の実施に当たっては、佐賀県と十分協議するとともに、担当者及び責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

なお、業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任したり、請け負わせたりすることはできない。主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得ることとし、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

(2) 打合せ・報告に関すること

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

## 5 著作権の帰属

- (1) 受託者が本業務委託により新たに制作した成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県がこれらの成果品（データや写真、イラスト、動画、文章等を含む）を無償で自由に二次利用できるよう、著作権法第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (2) 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。成果品の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (3) 成果品に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

## 6 成果品

- (1) 業務完了報告書 1 部（紙及び電子データ）  
※イベントに係る各実施計画書及び進行台本を含めること
- (2) 新聞広告 1 部（紙及び電子データ）  
※電子データ形式は jpeg、png、及び ai とする
- (3) ポスター 80 枚（現物及び電子データ）  
※電子データ形式は jpeg、png、及び ai とする

## 7 成果品納入場所

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 文化課 佐賀復権推進チーム  
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 新館 11 階

## 8 その他留意事項

- (1) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合は、申請・届出等を含めて、受託者がこれを行う。
- (2) 本事業の実施に当たって、必要に応じて感染症等の対策を施す。
- (3) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (4) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し、受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。受託業務の一部を第三者に再委託し又は請負わせる場合は、受託者は、当該再委託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。
- (5) 受託者は、本業務関係書類（支払関係書類を含む。）を業務完了後 5 年間保存する。
- (6) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、県と受託者の協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者の協議の上、決定するものとする。